

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

1) 平成 31 年度に実施する理学部、工学部の組織改編に向けて、両学部のアドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについて、組織改編の理念に適應した改定を行うとともに、カリキュラムの改革を行う。【1】

- ・【1】理学部と工学部の改組に伴う新カリキュラムを実施し、学部・学科改組の理念の達成度や、新規開講ないし改編された授業科目の目標到達度を、アンケート等によって検証する。

2) クォーター制導入にあわせて平成 28 年度から開始する共通教育の新カリキュラムにおいて、初年次教育や教養科目、基礎科目の実施状況並びに学生の学習効果を、学生アンケートや成績評価等の分析により精査し、共通教育の教育理念に掲げる「学士基礎力」育成のためのカリキュラム改善を推進する。【2】

- ・【2】共通教育新カリキュラムを全学部の新入生に対して実施するとともに、学生へのアンケートを継続実施し、「学士基礎力」の育成に対応したカリキュラムとなっているか検証を開始する。

3) 学生の学修効果を高めるためのクォーター制、双方向・参加型授業、反転授業、e-Learning、学修ポートフォリオ等を効果的に取り入れた授業を開発し実施するとともに、組織的な調査により、「愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～」の習得率を 90%以上、企業の採用担当者等からの本学の卒業生に対する肯定的な評価を 80%以上にする。【3】

- ・【3-1】導入 4 年目となったクォーター制についてその効果を検証し改善策を検討する。また、愛媛大学教育改革促進事業（愛大教育改革 GP）の特別テーマとして『愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～』の習得を目指した学士課程教育の改善」を継続し、愛大学生コンピテンシーの習得率を 87%以上とする。
- ・【3-2】地域志向キャリア形成センターにおいて、「大学生の汎用的能力の習得に関する調査」を継続して実施し、企業の採用担当者等からの本学の卒業生に対する肯定的な評価を 80%以上とする。

4) 四国地区 5 国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いた e-Learning で共有・補完し、教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に 50 科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。【4】

- ・【4】平成 31 年度も本学で 12 科目、5 大学全体で 50 科目以上の開講数を維持するとともに、授業改善のための学生アンケートを実施する。

(2) 大学院課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

1) 平成 28 年度改組の農学研究科に 6 年一貫教育コースを開設して学部教育との接続を強化するとともに、平成 32 年度までに改編予定の他研究科において、アドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを再検討し、カリキュラムの改革を行う。【5】

- ・【5】前年度に策定した 2020 年度改編予定の法文学研究科（人文社会科学研究科に改編）、教育学研究科、医学系研究科看護学専攻において、授与する学位に適合するアドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシー、（標準）履修モデル、教育体制の整備等、開設に向けた準備を行う。

2) 博士課程では、先端研究を担う人材あるいは高度な専門的職業人を育成するため、学修プロセスごとの評価ツールを用いて、コースワークとリサーチワーク及び研究指導の在り方を点検し、成績評価や学位授与の厳格化も含んだ改善を行う。【6】

- ・【6】自然科学系の博士課程改組を視野に入れ、既存の各研究科のコースワークとリサーチワーク、学位授与の基準等の見直しを行う。

(3) 教育・学習成果の可視化と評価に関する目標を達成するための措置

学士課程と大学院課程の双方において、学生の学習成果を可視化するツールを開発して教学 IR (Institutional Research) によるデータ解析を行い、その評価結果を全学的に共有する。【7】

- ・【7】学士課程の学生対象のアンケートを継続するとともに、前年度末に大幅改訂して実施した修士課程修了予定者アンケートの結果を分析して、分析結果を「教育企画室 IR レポート」等により

全学的に共有する。

#### (4) 教員の教育力向上に関する目標を達成するための措置

1) 教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点として平成 31 年度まで認定済）を中心に、テニ  
ュア・トラック制度のための PD (Professional Development) プログラムを含む学内 FD (Faculty  
Development) 講習を更に高度化するとともに、本学が独自に開発している FD・SD (Staff  
Development) 講習について、本学教職員の受講者数を第 3 期中期目標期間中に延べ 13,000 人  
以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)【8】

- ・【8】四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (SPOD) フォーラムを 8 月に本学で開催するなど、  
本学独自の FD・SD プログラムを開講する。また、これらのプログラムの受講者数を平成 28 年度か  
らの 4 年間の累積で 10,500 人とする。

2) 教育の質の向上のため、教育コーディネーターを中心にした各部局の教職員との連携を図り  
ながらカリキュラム改善に向けた FD を実施する。【9】

- ・【9】教育・学生支援機構と国際連携推進機構が連携して、教育コーディネーター研修会を開催し、  
愛大学生コンピテンシーの習得率向上のため、特に準正課教育の内容について組織的な FD 活動  
を行う。

3) 教職員能力開発拠点や四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (SPOD) を通して、第 3 期  
中期目標期間中に延べ 150 校以上に研修講師を派遣するなど、本学で培った人材育成のノウ  
ハウを全国に発信するとともに、FD・SD・教学 IR を専門的に担当する実践的指導者を育成する  
ため、全国の高等教育機関の教職員を対象として学外で毎年 2 回の養成講座を開催し、学内外で  
延べ 300 人以上の修了者を輩出する。【10】

- ・【10-1】教職員能力開発拠点の講師派遣事業として、平成 28 年度からの 4 年間の累積で 120 校以  
上に研修講師を派遣する。
- ・【10-2】FD・SD を専門的に担当する実践的指導者を養成するためのプログラムを東京で開催し、  
50 人以上の修了者を輩出する。これにより、平成 28 年度からの 4 年間の累積で学内外で 240 人  
以上の修了者を輩出する。

#### (5) 学習支援・学生支援の充実に関する目標を達成するための措置

1) 学習環境と学習状況の分析結果に基づき、学生が主体的・能動的に学ぶための教育環境 (ア  
クティブラーニング・ルーム等) を整備する。【11】

- ・【11】共通教育の主施設である共通講義棟 A を段階的に改修する。また、優先度の高い什器、音響  
機器、映像機器等の更新を継続して実施する。

2) 学生が自らの志向性にあわせて学びをデザインできるように、課外研修・留学に関する説明  
会や事前・事後指導の改善、愛媛大学スチューデント・キャンパス・ボランティア (SCV) や愛  
媛大学リーダーズ・スクール (ELS) への支援強化等を通じて、留学支援やボランティア活動支  
援、広義のキャリア教育を含む「準正課教育」を充実させる。【12】

- ・【12-1】「大学間連携共同教育推進事業 (UNGL)」の実施から得られた学生リーダーシップ養成に係  
る知見やノウハウを活用し、ELS 関連科目 (「グローバル・リーダーシップ I・II」) を充実させ  
る。「愛媛大学リーダーズ・スクール」ならびに「ファシリテーションとリーダーシップ」では、  
地域 (県や市など) や附属高校との連携を強化し、準正課教育を通じた「愛大学生コンピテンシ  
ー」習得の機会を増やす。
- ・【12-2】愛大学生コンピテンシーの習得を促すため、コミュニケーション力、自己・他者理解力、  
調整力、プレゼンテーション力等の涵養を目的に SCV 内で開発されたピア・サポート力育成研修  
を、一般学生向けに改編し開講する。

3) 学生が様々な正課外活動をキャンパスの内外において行うことができるように、ソフト面 (事  
故防止やハラスメント防止のためのサークル研修の充実や、評価に基づく公正な予算配分制度  
の確立) とハード面 (運動場整備やサークルボックス等の改修) で支援する。【13】

- ・【13】サークルの円滑な運営や危機管理に関する手法・意識を周知徹底するため、サークルリーダ  
ー研修会の内容を映像コンテンツ化し、サークル活動に関係する全ての学生が随時視聴できる仕  
組みを構築する。

4) シラバス等の文書の多言語化やキャンパスのユニバーサルデザイン、障害者差別解消法への対応（障がい学生の個々のニーズに合わせた支援）等、学生の多様性に配慮した学習支援措置をとる。【14】

- ・【14】学生の不適応への対策として、全学生に対する不適応の予防、不適応に陥りかけた学生に対して行う早期対策、不適応に陥った学生に対する回復を含めた修学支援のプログラム化について検討する。

## (6) 入学者選抜方法の高度化に関する目標を達成するための措置

1) 四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。【15】

- ・【15】2020年度からの新共通テスト導入に向け、全ての学部入試（一般入試、推薦入試、AO入試）において、オンライン入力等で収集した志願者に関する情報の利用を含む多面的・総合的評価の方法を明確にし、受験生等に周知する。

2) 附属高校等のスーパーグローバルハイスクール(SGH)・スーパーサイエンスハイスクール(SSH)採択校をモデル校として、「課題研究」の高度化を図り、その入試への活用を通じて実効性のある高大接続事業を推進する。【16】

- ・【16】2021年度入試における高等学校の「課題研究」を取り上げた活動報告書の評価に向け、多様な活動報告書に対応可能なルーブリックを含む評価内容を取りまとめた「課題研究評価事例集」を作成する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究拠点の強化に関する目標を達成するための措置

1) 本学の強みである、地球深部ダイナミクス研究センター(GRC)、沿岸環境科学研究センター、プロテオサイエンスセンターにおける研究活動を充実させ、全国的な共同研究拠点となるための重点的な支援を行い、先端研究センターにおいては、第2期中期目標期間後半より共同研究数、研究分野で定評のあるハイインパクトジャーナルへの掲載数を10%以上増加させるとともに、プロテオ創薬研究分野では、研究推進の鍵となるヒトタンパク質の全数合成を達成する。(戦略性が高く意欲的な計画)【17】

- ・【17-1】学長、機構長及びセンター長の裁量の経費による研究費の一部傾斜配分を継続する。共同利用・共同研究拠点((化学汚染・沿岸環境研究拠点(LaMer)、先進超高压科学研究拠点(PRIUS))においては、拠点活動及び先端研究プロジェクトの取りまとめをもとに大型研究費獲得を支援し、新たな国際・学際の研究を推進する。沿岸環境科学研究センター及び地球深部ダイナミクス研究センターにおいては、設立20年以降の在り方について、委員会を設置して検討する。
- ・【17-2】先端研究センターにおいて、研究者ネットワークの強化状況を示す指標である共同研究数、並びに世界をリードする研究成果の発信状況を示す指標であるハイインパクトジャーナルへの掲載数を第2期中期目標期間後半より7%程度増とする。
- ・【17-3】プロテオサイエンスセンターにおいては、前年度にヒトタンパク質の全数合成が完了したことを受けて、国内外アカデミアや製薬企業との薬剤標的探索共同研究を開始する。新規に見出した薬剤結合タンパク質の細胞・個体レベルでの評価と、学長特別強化経費を活用して導入予定の超高速分注ワークステーション及び平成30年度に構築した高度化タンパク質相互作用解析システムを用いた、薬剤標的結合タンパク質のスクリーニングを行う。

2) 高圧関連分野での新しい機能性物質の創成と応用に取り組むことを目的に、GRC・理学部・工学部の高圧関連分野の教員の連携により、10人以上の人員を集積させた超高压新物質創成分野を組織化する。(戦略性が高く意欲的な計画)【18】

- ・【18】超高压科学の学際的・国際的研究を展開するとともに、平成30年度までの8人に加え、新たに1人以上の人員を追加する。

3) 新たな先端研究、地域におけるイノベーションの創出、文理融合型学際研究、基礎研究を応用に導く橋渡し研究、地域社会と協働して取り組む研究等を推進するため、バイオイメージングやプラズマ応用等の組織横断的研究グループを育成するとともに、第3期中期目標期間中に10以上の新規基盤的研究拠点(リサーチユニット)を立ち上げる。(戦略性が高く意欲的な計画)【19】

- ・【19-1】新規発足及び継続のRUに対して研究活性化事業による経費支援を行う。また、認定期間

(3年)が満了となる RU に対する事後評価を実施し、次年度の継続、終了等について決定する。また、アドバンスドリサーチユニット制度による支援は、年度末に実施する学術担当理事による面接評価を踏まえて継続実施する。

- ・【19-2】前年度実施した、RU 全体の活動実績や学内への波及効果などの分析・検証結果に基づき、第4期中期目標期間に向けた RU 制度の見直しの検討を開始する。

## (2) 研究力の強化に関する目標を達成するための措置

1) 学術支援センターに設備サポートセンター機能を付与し、設備・機器を効率的に学内共同利用できるシステムを構築するとともに、所属する教職員の研究支援能力向上のため、設備・機器の取扱いに関する資格取得や技術習熟のための研修等を実施し、機器の共同利用件数を第2期中期目標期間より30%以上増加させる。【20】

- ・【20】共同利用機器のバージョンアップや再配置などを年間3件以上行なう。具体的には、学長特別強化経費を活用して導入予定のセルソーターを用いることで、これまで以上に精度の高い検体解析を行い、共同利用件数の増加に寄与する。また、機器利用を促進するための利用者向けの各種講習会や技術セミナーを年間60回以上開催する。さらに、機器の学外利用支援システムを導入するために、「連携推進室」を設置する。以上の取組により、機器の共同利用件数を第2期中期目標期間最終年度より10%以上増加させる。

2) 外部資金獲得実績に対する新たな個人レベル及び組織レベルの優遇制度を整備するとともに、研究コーディネーターによるブラッシュアップ機能を補完するため、研究費申請アドバイザーボード(仮称)の新設など外部資金獲得に向けた支援体制を充実させ、教員一人当たりの科学研究費助成事業、共同研究、受託研究等による外部資金獲得総数を第2期中期目標期間より3%以上増加させる。【21】

- ・【21-1】前年度実施した外部資金獲得実績に対する組織レベルの経費支援インセンティブ制度、報奨金制度、研究費申請アドバイザーブラッシュアップ制度の分析・検証結果に基づき、各制度を改善し、教員一人当たりの外部資金獲得総数を増加させるとともに、獲得金額の増加を目的とした新たなインセンティブ制度を実施する。
- ・【21-2】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業の地域ニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における共同研究・受託研究等の実施数を55件以上とする。(【30】再掲)

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 地域創生機能の強化に関する目標を達成するための措置

1) 地(知)の拠点整備事業(COC事業)及び地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+事業)を推進するため、地域社会と連携した人材育成、地域活性化を目的としたセンターを設置する。また、平成26年度に設置した「地域共創コンソーシアム」(地域のステークホルダーとの協働を目的とし産学官金民で構成)運営のための既存の協議会を再構築するなど体制を整備し、COC事業・COC+事業終了後も、その趣旨を踏まえた本学独自の取組を継続して実施する。【22】

- ・【22】リカレント教育等の活動を支援し、COC事業での取組を継続することによって、地域専門人材(地域及び地域産業に関する専門的知識・技術を有する地域活性化のリーダーになれる人材)を育成すること等を目的とした「地域専門人材育成・リカレント教育支援センター」を設置するとともに、「地域共創コンソーシアム会議」の下に、「COC継続事業実施委員会」を設置することにより、COC事業終了後も、その趣旨を踏まえた本学独自の取組を継続して実施する。

2) 地域連携ネットワークを充実させるため、県内の自治体・各種団体・企業・他大学との間で、新たに10件以上の連携協定を締結する。(戦略性が高く意欲的な計画)【23】

- ・【23】地域連携ネットワークを充実させるため、県内自治体との連携を進め、連携協定未締結の2市町と協定を締結し、愛媛県下全20市町との連携協定締結を達成する。

## (2) 地域志向型人材育成に向けた教育組織の新設とカリキュラム等の展開に関する目標を達成するための措置

1) 新設する「社会共創学部」を中心として、地域の様々なステークホルダーとともに協働しながら、地域を教育の場としたフィールドワーク、インターンシップを含む科目・プログラムを第3期中期目標期間末までに年間100以上開講するなど、地域課題の解決につながる教育を実施するとともに、愛媛県内への就職率を第3期中期目標期間末までに50%以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)【24】

- ・【24-1】地域を教育の場としたフィールドワーク・インターンシップを含む科目・プログラムを全学で90科目以上開講する。
- ・【24-2】信用調査会社がリサーチする企業等のデータベース(売上、利益、評点、概況など)の活用により県内の優良企業の開拓を行うとともに、県内企業の情報や現在の学生の就職活動について保護者への周知を図る。

2) 地域の活性化、地域イノベーションを創出する人材を育成するため、自治体・企業・教育界・NPO等との連携を強化して、平成28年度より地域に対する理解と関心を涵養する授業「えひめ学」(共通教育全学必修科目)を改編するとともに、地域で働く意欲を涵養する授業「地域志向型キャリア形成科目(仮称)」を新設するなど、地域志向型カリキュラムの整備・充実を行う。【25】

- ・【25】共通教育における「愛媛県内就職・定住促進プログラム」について、前年度の調査・分析結果に基づき、授業の改善を行う。

3) 地域及び地域産業に関する専門的知識・技術を有し、地域活性化のリーダーになれる人材である「地域専門人材」を育成するため、第2期中期目標期間に引き続いてリカレント教育プログラムを開講し、第3期中期目標期間中に1,500人以上の受講者を輩出する。【26】

- ・【26】地域専門人材を育成するため、リカレント教育プログラムを開講し、年間250人以上の受講者を輩出するとともに、「地域専門人材育成・リカレント教育支援センター」を中心に、新たなプログラム開発への支援や既存のプログラムの充実に繋がる取組を実施する。

4) 教職員の地域志向を高めるため、社会連携系職員養成プログラムを拡充し、第3期中期目標期間中に150人以上の受講者を輩出する。【27】

- ・【27】教職員の地域志向を高めるため、社会連携系教職員養成研修プログラムを開講する(ビデオ視聴を含む)とともに、テニユア育成教員を対象とした知的財産に関するプログラムも開講し、30人以上の受講者を輩出する。

5) 地域医療に貢献する医師、看護師、保健師を目指す学生のモチベーションを高めるため、県内の主要病院や保健所、地域包括支援センター、訪問看護ステーションにおいて、実地臨床に近いレベルの実習期間を延長し、教育カリキュラムを充実させる。【28】

- ・【28-1】医学科では、「より実践的な現場経験」を重視するため、地域の医療機関における臨床実習期間を2週間から4週間に延長して実施する。また、学生が体系的に地域医療の経験を積むことができるよう、愛媛シームレス地域医療人育成プログラムを発展させ、臨床実習前の2、3年次でも経験できるようにする。
- ・【28-2】看護学科では、地域密着型の実習プログラムである「在宅生活支援実習」を、1～3年生を対象に平成31年度も継続するとともに、地域枠入試で入学する学生を対象とした教育カリキュラムへの発展可能性について検討するため、本プログラムの評価・検証を行う。

## (3) 地域・社会の課題の解決に資する研究の推進及び人材の育成に関する目標を達成するための措置

1) 地域密着型研究センター(南予水産研究センター、紙産業イノベーションセンター、植物工場研究センター等)において、教員、学生が協同した研究を行うことにより、地域・社会の課題解決や地域の活性化に貢献できる人材を育成・輩出する。また、本学が地域に密着した中核機能を発揮する市町を増加させるため、サテライト機能を持った新たな地域密着型研究センターを3件以上設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)【29】

- ・【29-1】新たな地域密着型研究センターを南予地域に設置するとともに、既存のセンターも含む地域密着型研究センターを中心に、地域・社会の課題解決や地域の活性化に資する活動を、地域と教員と学生が協働して行い、地域・社会の課題解決や地域の活性化に貢献できる人材を輩出する。
- ・【29-2】平成30年度に創設した「地域創生基金」を活用して、地域密着型研究センター(地域協働型)の充実を図る。

2) 愛媛県内における共同研究・受託研究等の年平均実施数を第2期中期目標期間中の年平均実施数よりも10件以上増加させる。【30】

- ・【30】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業の地域ニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における共同研究・受託研究等の実施数を55件以上とする。(【21-2】再掲)

#### (4) 地域・社会の課題の解決と産業イノベーションにつながる産学官連携活動に関する目標を達成するための措置

1) 地域のニーズと学内シーズをマッチングさせ、地域と連携した研究数を総計240件以上とするとともに、産学官共同研究を推進し、新事業を12件以上創出する。(戦略性が高く意欲的な計画)【31】

- ・【31】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業のニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における地域と連携した研究の実施数を35件以上とする。それとともに、産学官共同研究を推進し、新事業を2件創出する。

2) 技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動(Proof of Concept等)を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。【32】

- ・【32】知のプラットフォーム形成事業終了を受けて再構築された四国地区5国立大学連携による産学連携推進体制の下、知的財産の経済的価値を向上させる「Proof of Concept」等の諸事業の共同実施により、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。

#### (5) 教育研究成果の地域還元に関する目標を達成するための措置

1) 地元企業に対する技術開発を積極的に支援するとともに、地域課題解決等に向けた政策立案を支援するため、連携自治体の委員会、協議会等へ積極的に参画する。【33】

- ・【33-1】企業ニーズの把握とその解決のための研究者マッチングを行うなど、地元企業の技術開発を積極的に支援する。
- ・【33-2】COC事業終了後も、県内各地域の担当コーディネーターを継続配置することにより、引き続き各連携自治体等との連携を深め、県をはじめとする自治体の各種委員会、協議会等へ積極的に参画し、地域課題解決等に向けた政策推進を支援する。

2) 図書館やミュージアム、COCサテライトオフィス等の学内外施設を活用して、シンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を毎年100回以上主催し、教育研究成果を地域に発信する。【34】

- ・【34】多様なテーマのシンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を年間100回以上開催し、大学の教育研究成果を広く発信する。

### 4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

#### (1) 国際的な大学間連携の推進に関する目標を達成するための措置

1) アジア・アフリカ拠点国等とのサテライト機能を活用するとともに、日本・インドネシア6大学協働事業(SUIJI: Six University Initiative Japan Indonesia)による教育研究連携を発展させる。【35】

- ・【35】モザンビーク・サテライトオフィスへ教員を短期派遣し、研究・教育・地域貢献に関する能力向上を目的とする特別研修を両国において実施する。また、インドネシアの地方自治体及び学術交流協定校との3者協定の見直しを図るとともに、SUIJI協働事業等のインドネシア交流プログラムを改善し、教育研究連携を促進させる。

2) 学術交流協定校との連携を軸に、留学生と日本人学生の双方に対応するサービラーニング・プログラム(海外と国内の地域における課題発見・解決型の貢献実習)やインターンシップ等を促進する。【36】

- ・【36-1】学術交流協定校との連携を活用し、サービラーニング実習地の再編等を実施することで、

プログラムの運営体制を改善してプログラムを発展させる。

- ・【36-2】留学生就職促進プログラムに対する学外からの意見等を踏まえ、留学生の国内就職につながるインターンシッププログラムの充実と関連科目の改善を行う。

## (2) グローバル化に対応した人材の育成に関する目標を達成するための措置

1) 留学生受入プログラム等の充実により、留学生数（長期・短期）を第2期中期目標期間より30%以上増加させるとともに、企業ネットワークを活用し、留学生の就職支援教育を充実させる。【37】

- ・【37】グローバル人材育成事業に基づく学生海外派遣プログラムの拡充を図るため、受入・派遣一体型の双方向プログラムを新設し、留学生受入数を第2期中期目標期間の年度平均値484人より30%以上増加させ、630人以上とする。また、企業とのネットワークを活用し、企業が直面する課題を解決するキャリア教育等を実施し、就職支援教育を充実させる。

2) 日本人学生派遣プログラムの充実及び奨学金制度等の活用により、日本人学生の海外派遣者数（長期・短期）を第2期中期目標期間より50%以上増加させる。【38】

- ・【38】グローバル人材育成事業に基づく学生海外派遣プログラムの拡充を図るため、受入・派遣一体型の双方向プログラムを新設し、日本人学生派遣数（長期・短期）を第2期中期目標期間の年度平均値298人より50%以上増加させ、447人以上とする。

3) 外国人教員等（外国籍教員・外国の大学で学位を取得した日本人教員・外国での教育研究経験のある日本人教員）の割合を全教員の10%以上にする。【39】

- ・【39】外国で通算1年以上教育研究経験のある日本人教員数について、グローバル人材育成事業に基づく愛媛大学外国派遣研究員制度等を活用し、累積派遣数20人以上を達成する。

## (3) グローバル化に対応した体制の整備に関する目標を達成するための措置

1) 職員の語学力を含む国際業務対応能力を向上させるため、SDプログラム等を活用し、毎年2人以上の職員を海外へ派遣する。【40】

- ・【40】平成31年度も複数人の職員を海外へ派遣するとともに、学術交流協定校でのSD研修参加者へのアンケート等に基づき、SDプログラムの内容及び効果を検証し、改善する。

2) キャンパス環境の国際化のため、修学・就業に関する学内情報の英文化を進めるとともに、教育・観光等、地域事業への留学生の派遣・連携を通して、地域の国際化に貢献する。【41】

- ・【41】キャンパス環境及び地域の国際化のため、地方自治体や留学生等からの協力を得て、地域の外国人を対象とした防災情報等の英文化方策を検討する。また、地域の国際化推進事業に留学生を派遣する。

## 5 附属病院に関する目標を達成するための措置

### (1) 医療の質の向上、地域貢献に関する目標を達成するための措置

1) 特定機能病院として、移植関連医療やロボット手術、光学及び画像医療等の先端医療、高度医療に関わる検査及び手術機器等の設備並びに高度先進技術を導入し、高度急性期医療機能を強化する。【42】

- ・【42】これまでに導入した検査機器等の活用実績を増加させるとともに、医療提供体制の強化を図り、高度急性期医療を担う病院としての機能を向上させる。また、臓器・組織移植センターの取組により、移植コーディネーターの育成を図るとともに、症例数を増加させる。

2) 全国に先駆けて設置した総合診療サポートセンターの機能を最大限に活用し、愛媛県地域保健医療計画に基づく、5疾病6事業や地域包括ケアシステム等の拡充に向けた取組を、愛媛県や愛媛県医師会等と連携して支援する。【43】

- ・【43-1】県内の医療機関と患者情報を共有することを目的に、前年度導入した地域医療ネットワークシステム（ICT）を活用するとともに、他施設からのICT利用を促進するため、地域の医療機関の訪問や、説明会の開催等により30機関以上の施設と連携する。
- ・【43-2】難病患者とその家族の支援に繋げるため、愛媛県から委託を受けて当院に配置・設置している「難病医療コーディネーター」及び「難病相談支援センター」の機能と役割などを、積極的に院外に発信する。

3) 愛媛県の救急医療体制を強化するため、広域搬送手段としての愛媛県ドクターヘリ事業を、県立病院群とともに支援する。【44】

- ・【44】前年度に引き続き、本学救急航空医療学講座と救急医学講座及び本院看護部が連携し、愛媛県ドクターヘリ運航事業に参画することで、愛媛県の救急医療体制の強化を図る。また、本事業を通じ、フライトドクター・フライトナースの育成に取り組む。

4) 医療安全管理体制を強化するため、全医療スタッフを対象に医療安全管理教育を年10回以上実施する。【45】

- ・【45-1】前年度に引き続き、全職員対象の医療安全教育（新規採用オリエンテーション、講演会、セミナー、救命救急講習会等）を年10回以上開催するとともに、専従化した医師 GRM (General Risk Manager) が中心となり、医療スタッフを対象とした研修会を企画するなど、更なる医療安全管理体制を充実させる。
- ・【45-2】放射線画像診断結果及び病理解剖検査結果の確認の徹底や麻薬・向精神薬及び患者持参薬管理を徹底する。

## (2) 医療人の育成と医学教育に関する目標を達成するための措置

1) 総合臨床研修センター、地域医療支援センター及び地域医療関連寄附講座等を通じて、専門医療からプライマリ・ケアまで、幅広いニーズに対応可能な、質の高い医療人を育成する。【46】

- ・【46】質の高い医療人を育成するため、初期臨床研修では、研修医に対し高度シミュレータを用いた実践的な説明を行い、質の高い医療技術を修得させる。また、専門研修では、引き続き合同説明会や共通講習を実施する。

2) 地域医療を志向する学生の卒前教育及び卒後教育を組織的に推進し、地域への人材派遣を通して、地域医療を充実させる。【47】

- ・【47】地域医療支援センターが中心となり、県、医師会、地域の医療機関等と連携協力して医師不足の状況等を把握・分析し、地域医療奨学医師等の県内地域医療機関への適正な配置による地域定着を支援するとともに、医療法等の一部改正に伴う愛媛県の地域医療支援体制の見直しに則して、医師育成キャリア形成の支援に取り組む。

## (3) 医学研究の推進に関する目標を達成するための措置

先端医療創生センター等を中心として、基礎研究と臨床研究の融合を図り、橋渡し研究を通じて、医療機器の開発や知的財産の獲得に貢献する。【48】

- ・【48-1】先端医療創生センターが中心となり、新たな橋渡し研究プロジェクトの立ち上げや推進を支援し、医療機器等の開発に繋がる産学連携研究を推進する。
- ・【48-2】前年度設置した「地域医療・健康拠点東温」が中心となり、東温市及び市内企業等のニーズと医学部・附属病院がもつシーズとのマッチングを行う。また、今後設置予定の地域協働センター中予（仮称）の主な事業の一つとなるとうおん健康医療創生事業においても、ヘルスツーリズムの企画・実施や愛大コーホート研究に取り組む。

## (4) 病院の国際化に関する目標を達成するための措置

国立大学附属病院長会議の『将来像実現化計画』に基づき、国際的な人材の育成と医療支援を含む国際人事交流を推進する。【49】

- ・【49-1】国際化推進センターが中心となり、韓国の江原大学及び中国の大連医科大学等の協定締結大学との学生交流事業を実施し、国際的な視野をもった医療人の育成を図る。
- ・【49-2】前年度に続き、JICA プロジェクト「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」を実施し、モンゴル医科大学病院の医師・看護師等を受け入れ研修を実施するほか、本院の医師・看護師等を派遣し、医療レベルの向上に繋がる支援を実施する。

## (5) 経営の安定化に関する目標を達成するための措置

1) 今後の医療の進展及び制度改革に迅速かつ柔軟に対応するため、病院長を支える幹部人材の育成法、附属病院内のガバナンスや事務組織の機能等について検証し、学長のリーダーシップの下、医師、看護師等の医療スタッフに対する病院長の人事権限を拡充する。【50】

- ・【50】病院の運営及び経営に携わる執行部の人材を育成するため、他機関が実施する管理者研修等

に病院長を含む執行部が参加し、院内のガバナンス強化に繋げる。また、医師・メディカルスタッフ等が病院経営に関する研修に参加することで、次世代の病院執行部を担う人材の育成に取り組む。

2) 病院長のリーダーシップの下、予算を重点的に配分するとともに、手術件数を10%以上増加させる。【51】

- ・【51】病院長のリーダーシップの下、病院長裁量経費を拡充し、戦略的な予算配分を実施する。また、手術室の利用率向上のために、手術枠の弾力的な運用を継続して行い、年間手術件数を平成27年度比8%以上増加させる。

3) 経費節減等に取り組み、一般管理費を3%未満に維持する。【52】

- ・【52】光熱水料削減のため、冷暖房運転プログラムによる運転時間の管理や定期的なフィルター清掃に実施を行うとともに、設備機器について、高効率機種への転換等により省エネルギー対策を推進する。また、前年度に引き続き、物品のリユースやペーパーレス化により、既定経費の削減を図り、一般管理費率3%未満を維持する。

#### (6) 労働環境に関する目標を達成するための措置

職員の福利厚生充実の充実、労働環境の改善、ダイバーシティ推進本部との連携による職員の多様な働き方に応じた復職・育児・介護支援や再雇用制度の活用により、優秀な人材を確保する。【53】

- ・【53】多職種の委員で構成する勤務環境改善検討委員会において、働き方改革の動向を踏まえた医療従事者等の勤務環境の改善を検討・実施する。

#### 6 附属学校園に関する目標を達成するための措置

1) 特別支援教育や英語教育の推進等、地域の教育課題に対するモデル的取組の具現化のため、大学や地域教育委員会等との連携体制を強化して取り組み、その成果を研究大会や地域研修会等を通して地域に還元するとともに、大学・学部の教員養成カリキュラムの充実に資する。【54】

- ・【54】地域の教育課題に対するモデル的取組として前年度に実施した「小中連携プログラム」の内容を検証する。その結果を踏まえて課題を抽出するとともに改善案を策定し、地域教育委員会等との協議や研究大会及び地域研修会等を通して地域社会に発信する。

2) これからの教員に求められる資質・能力を育成するため、大学と連携し、アクティブラーニングやICT等を活用した質の高い教育実習を実施する。【55】

- ・【55】アクティブラーニングやICT等を有効に活用できる教育実習計画に基づき前年度に実施した教育実習及びインターン実習について、学生・教職員アンケート等の調査により得られたその成果と課題を踏まえて改善案を策定し、それに沿った実習を実施する。

3) 附属5校園の組織的連携・協働及び大学との連携による教育・研究を推進するとともに、多様な子どもへの合理的配慮の提供及びインクルーシブ教育システムの推進に取り組む。【56】

- ・【56-1】平成29～30年度の教育連携コーディネーター会議による取組の実施状況とその効果を検証し、大学及び附属5校園の組織的連携・協働を推進するための体制を改善する。また、教育学部教員と附属学校園教員の共同研究等の成果を公表する方法等についても検証し改善する。
- ・【56-2】特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒への合理的配慮の提供を就学・進学後にも継続し、その効果を検証する。そのために学びのダイバーシティサポートチームとの連携の下、移行支援の計画を立て相談支援ファイル「すてっぷ」の活用を図る。その際、本人や保護者と合意形成を図って、円滑な就学・進学を可能にする。また、その効果を高めるため、必要に応じて発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業で開設している通級的な指導の場「こもれび」との連携を図る。

4) SGHの指定校である附属高校を中心として、大学及び海外の教育機関との連携協力を行い、国際理解教育や外国語教育を充実させる。【57】

- ・【57】附属高校において、英語検定受験者、合格者数の増加等の卒業時の英語力到達度目標を設定し、県下高校を対象にした英語科教育研究会の開催と内容の充実による英語教育プログラムの研究・実践を行う。また、土曜授業としての附属高校生による特別英語授業の開催等、附属学校園における国際理解教育の在り方を検討検証する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 組織の戦略的企画機能の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長がリーダーシップをより発揮し機動的な大学運営を推進するため、教員ポイント制の導入により人的資源の再配分を行うとともに、IR機能等の組織の在り方を見直し、学長の補佐体制を強化する。【58】
- ・【58-1】学長の補佐体制強化のため、経営IRを担当する副学長を新たに設置する。また、経営情報分析室で収集した教育・研究・社会貢献・管理・運営に関するデータを分析して、経営判断に資する情報を学長等に提供する。
  - ・【58-2】第4期中期目標期間に向けた教員ポイント制の見直しに着手する。
- 2) 教員の諸活動の活性化と高度化に役立たせるために実施している「教員の総合的業績評価」において、実質的な教員評価を実施するため、ティーチング・ポートフォリオを活用する。【59】
- ・【59】教員の業績評価とその処遇への適正な反映のため、教員のポートフォリオ活用も含め、教員の総合的業績評価制度を見直す。
- 3) 教員の流動性を高め、かつ優秀な人材の確保に繋げるため、評価結果をより処遇に反映可能な評価制度への改善を通じて、人事・給与制度の弾力化を図り、承継ポストの10%を年俸制に移行するとともに、クロスアポイントメント制度を創設する。【60】
- ・【60】新たな年俸制を2020年4月1日付け新規採用者から適用することを目指し、制度の検討を行うとともに、クロスアポイントメント制度について各部局への周知に努め、制度の適用を進める。
- 4) 女性教職員の能力の活用及び向上を図るため、管理職の10%以上の比率で女性を登用する。【61】
- ・【61】女性管理職の比率10%以上を維持するとともに、女性教職員の管理職を育成するためのスキルアップ等の研修を実施する。
- 5) 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、20%以上となるよう促進する。【83】
- ・【83】各部局等の教員人事計画に基づき、学長裁量ポイント等を活用して優秀な若手教員を採用するとともに、テニュア教員育成制度により、教育、研究、管理運営のバランスが取れた総合力の高い大学教員の育成に取り組む。

### (2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 平成28年度の法文学部の改組及び社会共創学部を設置を受け、平成32年度には、人文社会科学に関する高度で専門的な知識と能力、広範な学際的視野及び適切な問題解決能力を備えた専門職業人の育成を行う専攻や、地域のファシリテーターとして、他領域の専門家と協働し、複眼的なアプローチで地域課題を解決できる能力を有する専門職業人の育成を行う専攻を設置し、人文社会科学系の大学院課程を整備する。【62】
- ・【62】2020年度に設置を予定している人文社会科学研究科では、法文学の普遍的な理論・技能と汎用性をもつ研究能力を養成する法文学専攻と、社会共創学部の理念とも近く、実社会の課題解決へアプローチできる実践型研究能力を養成する産業システム創成専攻の2専攻の設置に向けた準備を進め、普遍的な研究能力養成と、実践的研究能力養成という、異なる人材像の修士を輩出する「地域にある人文社会科学系大学院」を整備する。
- 2) 平成28年度の教育学部の改組に伴って、実践型の教員養成機能を一層強化し、地域の教員養成の拠点として、入試制度の改革、実践経験を重視したカリキュラムの強化、小中一貫教育・アクティブラーニング・小学校における英語の教科化等への対応を行う。また、愛媛県における新規採用小学校教員の占有率を40%以上にするとともに、教員養成に特化することにより、教員就職率について第3期中期目標期間中に80%を達成する。さらに、愛媛県における教員の大量退職が平成40年頃で終了するといった動向を踏まえ、第3期中期目標期間中に教育学部の組織について見直す。(戦略性が高く意欲的な計画)【63】
- ・【63-1】複数学校種の免許取得へのニーズに対応するため、2020年度に予定している特別支援教育教員養成課程を学校教育教員養成課程に統合する教育学部の改組に向け、新しい入試や学生の履修指導、教育体制等、具体的な準備・作業を進める。
  - ・【63-2】平成31年度が平成28年度教育学部改組の完成年度であることを踏まえ、各コース等の教

員就職状況について検証を行う。中期計画に掲げた、①愛媛県における新規採用小学校教員の占有率40%以上、②教員就職率80%を達成、の2つの数値目標のうち、①については、就職指導により、目標達成に向けて、愛媛県小学校教員採用試験受験者数の拡大を促す。②については、前年度77%から引き続き向上するよう在学生への就職対策に力を入れる。

3) 教育学研究科においては、高度な教育実践力を持ち、学校現場でのリーダーとなりうる教員の養成を行うため、平成28年度の教育実践高度化専攻(教職大学院)の設置に引き続いて、第3期中期目標期間中に、教科教育専攻及び特別支援教育専攻を教職大学院へ移行させる。第3期中期目標期間中において、移行前の既存修士課程における現職教員・留学生等を除く修了者の教員就職率約60%、新設(予定)の教職大学院修了者の教員就職率約80%を確保する。【64】

- ・【64-1】2020年度に予定している教科教育専攻及び特別支援教育専攻の教職大学院への移行や学校臨床心理専攻を改編する大学院教育学研究科の改組に向け、具体的なカリキュラムの構築、履修の手引等の作成、教育体制の具体化等、開設に向けた準備・作業を進める。また、大学院生確保のための広報活動に注力する。
- ・【64-2】平成28年度に設置した教職大学院修了予定者の教員就職率80%以上を維持するとともに、既存修士課程における現職教員・留学生等を除く修了者の教員就職率60%の達成に向けて、前年度に引き続き、①愛媛県総合教育センターとの共同開催事業である「えひめ教師塾」の拡充により養成と採用の連携深化を図る。②松山市教育研修センターと連携した研修への院生参加拡充によって教職志望をさらに強化する。③教職大学院エクステンション活動において教員採用試験の対策講座を充実させる。

4) 教育学部・教育学研究科において、実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を、附属学校を活用した指導経験も含め、第3期中期目標期間末には30%確保する。【65】

- ・【65】学部教員の附属学校園での教育への参画を継続し、教育現場への派遣を強化することで、教育学部・教育学研究科における、学校現場で指導経験のある大学教員比率30%以上を維持する。

5) 平成28年度の農学部・農学研究科の改組に続き、イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力等の複合的な力を備えた理工系人材の戦略的育成を推進するため、平成31年度に理学部・工学部・理工学研究科を中心に理工系教育研究組織を再編する。【66】

- ・【66】達成済み。

### (3) 事務系職員の人事制度と人材育成マネジメントに関する目標を達成するための措置

職員の能力開発(SD)を推進するため、企画力・実践力を高める研修プログラムを開発し、実施する。【67】

- ・【67】平成29年度から実施しているIR研修について、実施アンケート結果等に基づき、効果検証し、研修内容に反映する。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

本学に対する寄附金を第3期中期目標期間末までに累計3億円とするとともに、新たな寄附講座を10件設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)【68】

- ・【68-1】企業訪問や古本募金事業等の募集プログラムを継続的に実施する。その他の基金活動として整備している「遺贈」についても、新たにセミナー等を企画・開催し、利用促進に繋がるPR活動を展開する。
- ・【68-2】企業からの寄附を活用して創設した冠奨学金に係る「新たな奨学事業」を開始する。

### (2) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

仕様及び契約形態の変更等により、契約事務の改善を行い、管理的経費を抑制する。【69】

- ・【69】不要物品の有効利用及び電話契約について契約内容の見直しを行い経費削減を行う。また、照明等の設備を省エネ効果の高いものへ更新し光熱水料を節減する。

### (3) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

全学的視点に立った資産（建物・設備）の効果的・効率的な運用・管理を行うとともに、余裕金について安全かつ効果的な資金運用を行う。【70】

- ・【70】売却予定である北持田、喜与町、横河原宿舍跡地の売却手続きを進めるとともに、北吉井宿舍跡地の利活用案を策定する。また、余裕資金については、余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定の取得により運用が可能となった収益性の高い商品の運用の検討を含め、金利情勢を見極め、キャッシュフロー見込みの精度向上により安全かつ効果的な資金運用を行う。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 自己点検評価の充実に関する目標を達成するための措置

定期的を実施している自己点検・評価業務を継続するとともに、相互連携を更に強化するため自己点検評価室と各部局の自己点検評価組織の体制を見直す。【71】

- ・【71】暫定評価に向けた自己点検・評価を実施するとともに、自己点検評価室においてその結果を基に課題を分析して改善のための提言を行う。また、認証評価に向けた自己点検・評価に着手する。

### (2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

全構成員が広報活動の担い手となり、情報の共有化（インナーコミュニケーション）を推進するとともに、多様な情報発信機能を活用し、地域・社会に必要とされる情報を、正確かつわかりやすい形で発信する。【72】

- ・【72-1】学生による情報発信を推進し、インナーコミュニケーションを促進する。また、学外者が参加するイベントを一元管理・共有できるシステム構築の検討を行う。
- ・【72-2】高校教員アンケート調査結果を活用し、高校（生徒、教員）が必要としている情報を効果的に発信するため、本学の特色ある教育の映像を制作する。また、国際的成果配信のための海外プラットフォームの利用と研究成果のストックサイトの整備を行う。
- ・【72-3】本学の開学70周年を迎えるにあたり、地域のステークホルダーと本学とのより一層の関係強化を図るため、記念式典を実施する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1) キャンパスマスタープラン（中・長期的整備計画）の再検討を行い、既存建物の改修等の計画を見直し、効率的な施設の維持管理を行う。【73】

- ・【73】施設を効率的に維持管理するため、整備状況により施設整備計画を見直し、修繕及び維持管理を行う。また、個別施設毎の長寿命化計画を策定する。

2) 安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、経年劣化した施設・ライフライン（給水配管・ガス配管・電気設備等）について、国の財政措置の状況等を踏まえ、耐震対策・防災機能を強化する。【74】

- ・【74】「2019年度国立大学法人等施設整備費補助事業」に採択された施設整備費補助金等を活用し、城北・持田・樽味・重信団地のライフライン（給排水・電気設備等）の耐震対策・防災機能の強化を実施する。

3) 地球環境への配慮のため、施設・設備の省エネルギー化を推進するとともに、地域・社会との共生を図るための連携拠点となる研究室等について、国の財政措置の状況等を踏まえ、施設を整備する。【75】

- ・【75】地球環境への配慮のため、建物等の照明設備のLED化を推進するとともに、学生・地域への開放動線の入口である城北キャンパスの正門付近の建物を利用し、地域・社会との共生を図るための連携拠点として活用する。

4) 大学の機能強化・活性化を図るため、社会共創学部の設置・既存学部の改組に伴ってスペースの最適化を行うとともに、多様な教育研究への対応と新たな共用スペース確保のため、国の財政措置の状況等を踏まえ、経年使用により老朽化・陳腐化した施設をリノベーションする。【76】

- ・【76】施設の適切な運用を行うため、施設の有効活用に関する方針等の見直しを行う。また、老朽

化・陳腐化した施設（教育学部2号館等）のリノベーションを行う。

## （2）安全管理・環境管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 安全衛生管理と環境改善に対する構成員の意識向上を図るため、安全衛生・環境に関連する講習等を年間4回以上実施するとともに、全職員の衛生管理者等の有資格者率を5%以上に維持し、各部局等の事務組織の有資格者を1人以上とする。【77】
- ・【77-1】衛生管理者等の有資格者の部局等の偏在を解消するため、事務系職員を中心に、引き続き有資格者の増員を図る。
  - ・【77-2】平成31年度から全てのキャンパスで全面禁煙を実施するとともに、安全衛生管理と環境改善に対する構成員の意識向上を図るための講演会・講習会等を年間4回以上実施する。

- 2) 各リスクへの対応手順を示した危機管理マニュアルを毎年度見直し、内容を充実させる。【78】
- ・【78】南海トラフに起因する地震災害といった新たなリスク等に対応できるよう、危機管理対応マニュアルの見直しを行い、その内容を充実させる。

## （3）法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 1) 研究活動における不正行為を事前に防止するため、各学部等に部局責任者を配置するなど、組織の管理体制を強化するとともに、研究者等の研究倫理の向上を図るため、学問分野に応じたe-Learning教材等の研究倫理教育教材の開発を行い、研究倫理教育等を更に充実する。【79】
- ・【79】研究倫理教育及び理解度テスト等の研究倫理向上に資する取組を継続して実施するとともに、実施状況を検証し、必要に応じて管理体制及び研究倫理教育教材の見直しを行う。

- 2) 研究費等の不正使用を未然に防止するため、平成31年度までに研究者等の指導・相談を行う指導員を整備するなど、組織の管理責任を強化し、不正使用防止体制を整備するとともに、構成員の意識の向上を図るため、平成29年度までに職域や雇用形態に応じた教育教材の開発や、e-Learningを活用して教育を実施する仕組みの構築を行うなど、コンプライアンス教育等を更に充実させる。【80】
- ・【80】達成済み。

- 3) 「愛媛大学における人権侵害の防止等に関する指針」に基づき、公正な教育・研究・就業環境の整備を図り、人権侵害の防止に関する取組を推進する。【81】
- ・【81】人権問題に関するアンケートを実施、分析し、人権侵害防止策に反映させる。また、人権センターが各部局等と連携し、各部局等が抱える、教育研究の質の向上を図る上での人権（自他の尊厳への配慮）に関する課題を洗い出す。

## （4）学術情報基盤の充実に関する目標を達成するための措置

- 学術情報基盤の安定的な運用に向け、機密性・完全性・可用性を維持する管理運用体制を強化するとともに、e-Learningを活用した構成員への情報倫理教育を行うなど、情報セキュリティ教育等を更に充実させる。【82】
- ・【82-1】情報セキュリティ教育を研究倫理教育、コンプライアンス教育と統合して実施することにより、受講率の向上とともに研究者の負担軽減及び事務の効率化に繋げる。
  - ・【82-2】標的型メール攻撃対策機能及び振舞検知型不正通信対策機能を含めた情報基盤システムを導入し、学術情報基盤の安定的な運用及び機密性・完全性・可用性を維持できる管理運用体制を強化する。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

### VII 短期借入金の限度額

#### ○ 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

3,110,549 千円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

### VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

#### ○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

##### 1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 北持田宿舎の土地（愛媛県松山市北持田 128 番 2 592.45 m<sup>2</sup>）及び建物（木造瓦・スレート葺 2 階建，延床面積 175.20 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
- ・ 喜与町宿舎の土地（愛媛県松山市喜与町 1 丁目 8 番 8 423.60 m<sup>2</sup>）及び建物（木造瓦葺平家建，延床面積 95.86 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
- ・ 横河原宿舎の土地（愛媛県東温市横河原字横川 1375 番 6,692.82 m<sup>2</sup>）及び建物（鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建，延床面積 3,981.60 m<sup>2</sup>）を譲渡する。

##### 2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い，本学の土地及び建物を担保に供する。

### IX 剰余金の使途

#### ○ 決算において剰余金が発生した場合は，

- ・ 教育・研究環境整備事業
- ・ 教育・研究の質の向上のための事業
- ・ 附属病院の診療体制充実等事業
- ・ 業務改善・組織運営充実等事業

に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(城北) 総合研究棟改修(工学系)	総額 3,423	施設整備費補助金 (2,235)
・(医病) 基幹・環境整備(空気調和設備更新等Ⅲ)		長期借入金 (1,140)
・(城北) 総合研究棟改修Ⅱ(工学系)		運営費交付金 (9)
・(城北) 総合研究棟改修(教育学系)		(独)大学改革支援・学位授与機構
・(樽味) 校舎改修(附高)		施設費交付金 (39)
・(持田) ライフライン再生(給排水設備)(附小)		
・(樽味) ライフライン再生(電気設備)		
・(城北) ライフライン再生(電気設備)		
・(持田) 園舎改修(附幼)		
・病院特別医療機械設備		
・農学部構内環境整備事業		
・小規模改修		

(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2. 人事に関する計画

#### 基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、すべての構成員の能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図り人材育成を推進する。

#### (1) 教員人事

教員ポイント制や年俸制を活用して、弾力的な教員人事を行う。

さらに、教員の総合的業績評価を実施して、人事の適正化と点検評価を行う。

また、教員の自発的・主体的活動を促す能力開発を推進する。

#### (2) 事務系職員

「事務系職員人事・人材育成ビジョン」に基づき、能力開発に重点を置いた人事政策を推進する。

また、事務系職員の人事評価を実施して、人事の適正化と点検評価を行う。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数 2,107人

また、任期付職員数の見込みを336人とする。

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 20,936百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 31 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	12,605
施設整備費補助金	2,236
補助金等収入	258
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	39
自己収入	25,631
授業料, 入学金及び検定料収入	5,098
附属病院収入	20,215
財産処分収入	0
雑収入	318
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,299
引当金取崩	68
長期借入金収入	1,140
目的積立金取崩額	67
計	45,343
支出	
業務費	36,917
教育研究経費	17,132
診療経費	19,785
施設整備費	3,414
補助金等	258
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,299
長期借入金償還金	1,455
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
計	45,343

[人件費の見積り]

期間中総額 20,936 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「運営費交付金」のうち, 当年度当初予算額 12,596 百万円,  
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 9 百万円

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 当年度当初予算額 2,757 百万円,  
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 542 百万円

## 2. 収支計画

平成 31 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	42,397
經常費用	42,397
業務費	38,528
教育研究経費	4,658
診療経費	10,610
受託研究費等	1,203
役員人件費	113
教員人件費	12,102
職員人件費	9,843
一般管理費	752
財務費用	74
雑損	0
減価償却費	3,042
臨時損失	0
収入の部	42,879
經常収益	42,879
運営費交付金収益	12,194
授業料収益	4,761
入学金収益	663
検定料収益	142
附属病院収益	20,215
受託研究等収益	1,333
補助金等収益	113
寄附金収益	1,405
施設費収益	174
財務収益	11
雑益	725
資産見返運営費交付金等戻入	734
資産見返補助金等戻入	189
資産見返寄附金戻入	220
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	483
目的積立金取崩益	23
総利益	505

3. 資金計画

平成 31 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	50,754
業務活動による支出	38,882
投資活動による支出	4,786
財務活動による支出	1,675
翌年度への繰越金	5,412
資金収入	50,754
業務活動による収入	41,231
運営費交付金による収入	12,596
授業料, 入学金及び検定料による収入	5,098
附属病院収入	20,215
受託研究等収入	1,228
補助金等収入	258
寄附金収入	1,248
その他の収入	587
投資活動による収入	2,286
施設費による収入	2,275
その他の収入	11
財務活動による収入	1,140
前年度よりの繰越金	6,098

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

法文学部	人文社会学科（昼間主）	1,120人
	（夜間主）	400人
教育学部	学校教育教員養成課程	560人
	特別支援教育教員養成課程	80人
社会共創学部	産業マネジメント学科	280人
	産業イノベーション学科	100人
	環境デザイン学科	140人
	地域資源マネジメント学科	200人
理学部	理学科	225人
	数学科（H31 募集停止）	150人
	物理学科（H31 募集停止）	150人
	化学科（H31 募集停止）	156人
	生物学科（H31 募集停止）	129人
	地球科学科（H31 募集停止）	90人
医学部	医学科	682人
	（うち，医師養成に係る分野	682人）
	看護学科	260人
工学部	工学科	500人
	機械工学科（H31 募集停止）	270人
	電気電子工学科（H31 募集停止）	240人
	環境建設工学科（H31 募集停止）	270人
	機能材料工学科（H31 募集停止）	210人
	応用化学科（H31 募集停止）	270人
	情報工学科（H31 募集停止）	240人
	学科共通（3年次編入）	20人
農学部	食料生産学科	290人
	生命機能学科	184人
	生物環境学科	226人
法文学研究科	総合法政策専攻	30人
	（うち，修士課程	30人）
	人文科学専攻	20人
	（うち，修士課程	20人）
教育学研究科	特別支援教育専攻	16人
	（うち，修士課程	16人）
	教科教育専攻	40人
	（うち，修士課程	40人）
	学校臨床心理専攻	18人
	（うち，修士課程	18人）
	教育実践高度化専攻	30人

	(うち, 専門職学位課程 30人)
医学系研究科	看護学専攻 32人 (うち, 修士課程 32人)
	医学専攻 120人 (うち, 博士課程 120人)
理工学研究科	生産環境工学専攻 142人 〔うち, 修士課程 124人 博士課程 18人〕
	物質生命工学専攻 137人 〔うち, 修士課程 122人 博士課程 15人〕
	電子情報工学専攻 130人 〔うち, 修士課程 118人 博士課程 12人〕
	数理物質科学専攻 92人 〔うち, 修士課程 80人 博士課程 12人〕
	環境機能科学専攻 68人 〔うち, 修士課程 56人 博士課程 12人〕
農学研究科	食料生産学専攻 52人 (うち, 修士課程 52人)
	生命機能学専攻 46人 (うち, 修士課程 46人)
	生物環境学専攻 46人 (うち, 修士課程 46人)
連合農学研究科	生物資源生産学専攻 27人 (うち, 博士課程 27人)
	生物資源利用学専攻 12人 (うち, 博士課程 12人)
	生物環境保全学専攻 12人 (うち, 博士課程 12人)
教育学部附属小学校	576人 学級数 18クラス
教育学部附属中学校	416人 学級数 12クラス
教育学部附属特別支援学校	60人 学級数 9クラス
教育学部附属幼稚園	144人 学級数 6クラス
愛媛大学附属高等学校	360人 学級数 9クラス

年度計画（収支計画）における損益の不均衡について

不均衡理由

収支計画における損益不均衡については、附属病院資産の減価償却費見込額、附属病院収入による資産計上見込額、借入金の元金償還見込額等に係る損益差額の発生によるものである。詳細については下表のとおりである。

（単位：百万円）

損 益 差 額 事 項	損 益 差 額
附属病院資産の減価償却費見込額	△1,397
間接経費等を財源として購入した資産の減価償却費見込額	△163
リース資産の減価償却見込額	△212
附属病院収入による資産計上見込額	651
間接経費収入による資産計上見込額	26
リース債務の支払元本	215
借入金の元金償還見込額	1,385
計	505